

4条1項8号の商標審査基準について（案）

平成28年11月

1. 第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）

他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

（1）商標審査基準改訂の方向性

本号の趣旨は、不正競争の防止ではなく人格権の保護にあるとされており、この点は従来の審査においても同様に解されており、判例においても、「8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人（法人等の団体を含む。以下同じ。）の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護することにあると解される。すなわち、人は、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益を保護されている」からであると判示している。

そこで、本号の趣旨が人格権の保護にあるということを踏まえ、裁判例においても明確にされている解釈として、①「他人」に権利能力なき社団を含むこと、②権利能力なき社団の名称は「略称」に準じて取り扱うこと、③外国人の「氏名」はミドルネームを含むフルネームが「氏名」にあたり、これを含まない場合には「略称」にあたること、④「著名」性の判断においては、人格権保護の見地から当該略称等が特定人を表示するものと一般的に認められるか否かにより判断されることを記載してはどうか。

（2）参考裁判例

① 東京高判平成10年1月14日裁判所ウェブページ（平成8年（行ケ）第225号）

〔フリーフレーム事件〕（※審査基準たたき台（案）1. 参照）

「法人格のない社団は、法人格を有しない故に一定の範囲で権利主体となることに制限があるとはいえ、個々の構成員とは別個に独立して存在し、社会において一定の地位を占めるものであるから、その実質的な社会的地位に伴う名誉、信用等の人格権的利益を享有しうるものであることは、社団法人の場合と変わりがなく、そのような利益のうちには、自己の名称等が他人によってみだりに使用されない利益をも含むものというべきである。

そして、商標法4条1項8号（以下「本号」という。）が「他人の氏名若しくは名

称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標」について商標登録を受けることができないとした趣旨は、当該「他人」の「氏名若しくは名称・・・若しくはこれらの著名な略称」に対する人格権的利益を保護することを主たる目的とするものであることは、本号かつこ書に「（その他人の承諾を得ているものを除く。）」と規定されていることから明らかである。

そうすると、法人格のない社団が一定の範囲で商標法上の権利の主体となりえないものとされているとしても、同法が、一般私法上の人格権的利益の保護を主たる目的とする本号から、法人格のない社団を除外している、すなわち、本号にいう「他人」に法人格のない社団は含まれない、と解する理由はなく、その名称又はその著名な略称を含む商標は、本号によって商標登録を受けることができないものと解すべきである。

このように法人格のない社団が本号の「他人」に含まれると解しても、社団性の乏しい団体は、ここでいう「法人格のない社団」に該当しないわけであるから、被告主張のように浮動的に生成、消滅する無数の任意団体の存在によって正当な商標登録出願が妨げられるおそれがあるということとはできない。」

② 東京高判平成13年4月26日裁判所ウェブページ（平成12年（行ケ）第345号）

〔日本美容医学研究会事件〕（審査基準たたき台（案）2.（1）参照）

「名称中に法人の種類を示す文字を用いた法人については、その名称から法人の種類を示す文字を除いたものは略称となるから（最高裁第2小法廷昭和57年11月12日判決参照）、商標法4条1項8号に基づき、他人がその略称を商標登録するのを阻止するためには、その名称から法人の種類を示す文字を除いたものが著名であることを主張、立証しなければならないことになる。

これに対し、その性質上、常に法人の名称からその種類を示す文字を除いたものに相当するものを自己の名称として採用することになる権利能力なき社団については、その名称を単に商標法4条1項8号の「名称」に当たるとすると、同条項に基づき、上記法人の名称を商標登録することを阻止するためには、単に法人の名称に、自己の名称が含まれていることを主張、立証すれば足り、それが著名であることの主張、立証を要しないことになる。しかしながら、このような解釈は、法の定める手続に従って法人格を取得した法人を、法の定める手続をとらなかった権利能力なき社団よりも著しく不利に扱うことになり、看過することのできない不均衡を生じさせるものであるうえ、このような取扱いを認めると、商標法4条1項8号を利用して、法人の名称

の商標登録を阻止するために権利能力なき社団が濫用的に用いられる危険も大きくなる。

したがって、権利能力なき社団の名称については、法人との均衡上、その名称は、商標法4条1項8号の略称に準ずるものとして、同条項に基づきその名称を含む商標の登録を阻止するためには、著名性を要するものと解すべきである。」

③ 東京高判平成16年8月9日裁判所ウェブページ（平成16年（行ケ）第56号）

〔CECIL McBEE事件〕（審査基準たたき台（案）2.（2）参照）

「商標法4条1項8号の「他人の氏名」がフルネームでなければならぬとされているのは、他人の氏名については、芸名や略称等と異なり、著名性が要件とされていないため、氏又は名だけでよいとすると、同号による保護の範囲が広がりすぎ、商標権の取得が過度に妨げられる結果を招くと考えられるからである。このような見地からすると、「他人の氏名」であるフルネームに当たるか否かの判断に当たっては、厳格な取扱いをすべきであり、外国人について、ミドルネームがある場合には、これもフルネームに含まれる、と解するのが相当である。

被告は、ミドルネームを含めたすべてをフルネームと解釈すると、ほとんどの外国人の氏名は商標法4条1項8号により保護されず、日本企業の無断利用が容認される不平等な結果をもたらす、と主張する。

しかしながら、商標法4条1項8号のフルネームについて、外国人についても日本国民と同様に厳格に解釈する取扱いをした結果、同号の保護を受け得ない結果が生じたとしても、そのことをとらえて、不平等な取扱いであるということとはできない。ミドルネームを除外した名前であっても、著名性を有する場合には、略称などとして同号の保護を受けうるものであり、このような取扱いが、外国人の氏名に対する商標法4条1項8号による保護のあり方として、不平等であって不当である、ということとはできないというべきである。」

④ 最判平成17年7月22日判タ1189号177頁（平成16年（行ヒ）第343号）

〔国際自由学園事件〕（審査基準たたき台（案）3. 参照）

「8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人（法人等の団体を含む。以下同じ。）の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護することにあると解される。すなわち、人は、自らの承諾なしにその氏名、名称等

を商標に使われることがない利益を保護されているのである。略称についても、一般に氏名、名称と同様に本人を指し示すものとして受け入れられている場合には、本人の氏名、名称と同様に保護に値すると考えられる。

そうすると、人の名称等の略称が8号にいう「著名な略称」に該当するか否かを判断するについても、常に、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは相当でなく、その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断されるべきものということができる。」

**⑤ 知財高判平成21年10月20日裁判所ウェブページ（平成21年（行ケ）第10074号）
〔INTELLASSET事件〕（審査基準たたき台（案）4. 参照）**

「法4条1項8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標はその他人の承諾を得ているものを除き商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護すること、すなわち、人（法人等の団体を含む）は、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益を保護することにあるところ（最高裁平成17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号595頁）、問題となる商標に他人の略称等が存在すると客観的に把握できず、当該他人を想起、連想できないのであれば、他人の人格的利益が毀損されるおそれはないと考えられる。そうすると、他人の氏名や略称等を「含む」商標に該当するかどうかを判断するに当たっては、単に物理的に「含む」状態をもって足りるとするのではなく、その部分が他人の略称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであることを要すると解すべきである。」

**⑥ 最判平成16年6月8日判タ1159号135頁（平成15年（行ヒ）第265号）
〔LEONARD KAMHOUT事件〕（審査基準たたき台（案）6. 参照）**

「8号及び3項の上記趣旨にかんがみると、3項にいう出願時に8号に該当しない商標とは、出願時に8号本文に該当しない商標をいうと解すべきものであって、出願時において8号本文に該当するが8号括弧書の承諾があることにより8号に該当しないとされる商標については、3項の規定の適用はないというべきである。したがって、出願時に8号本文に該当する商標について商標登録を受けるためには、査定時において8号括弧書の承諾があることを要するのであり、出願時に上記承諾があったとしても、査定時にこれを欠くときは、商標登録を受けることができないと解するのが相当である。」